

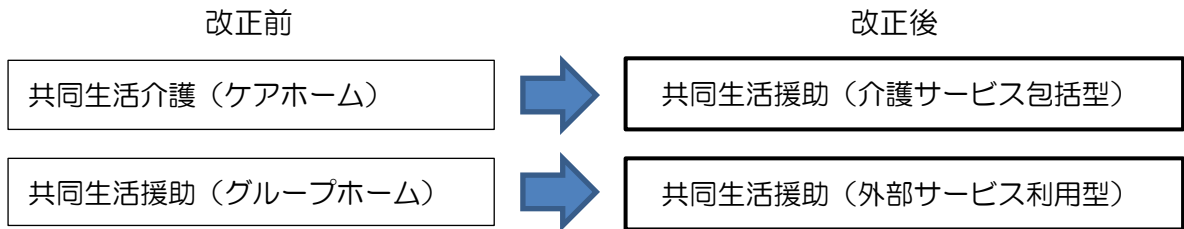
障害者総合支援法の平成 26 年度施行について

1 重度訪問介護の対象拡大

重度訪問介護の対象に「知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要するもの」を新たに追加する。

2 共同生活介護と共同生活援助の一元化

障害者の高齢化・重度化に対応して介護が必要になっても本人の希望によりグループホームを利用し続けることができるよう、ケアホームとグループホームを一元化するとともに、サテライト型住居を創設するなど所要の見直しを行う。



3 地域移行支援の対象拡大

地域移行支援については、これまでの障害者支援施設等や精神科病院に入所・入院している障害者に加えて、保護施設や矯正施設等に入所している障害者を新たに支援対象にする。

現 行	<ul style="list-style-type: none"> ①障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設、療養介護を行う病院に入所している障害者 ②精神科病院に入院している精神障害者
追 加	<ul style="list-style-type: none"> ①救護施設、更生施設に入所している障害者 ②刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘留所）、少年院に収容されている障害者 ③更生保護施設に入所している障害者、自立更生促進センター、就業支援センター、自立準備ホームに宿泊している障害者

3 障害程度区分から障害支援区分への見直し

障害者総合支援法における「障害程度区分」については、障害者等の障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す「障害支援区分」に改める。

○認定調査項目

